

# 〇〇自治会規約

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、〇〇自治会（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の連帯と親睦を深め、安全で安心して暮らすことのできる住み良い地域づくりのために活動することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 自治会内の相互扶助に関すること。
- (2) 自治会内の環境整備に関すること。
- (3) 会員相互の親睦及び連絡調整に関すること。
- (4) 地域の安全・防犯・自主防災活動に関すること。
- (5) その他目的達成に必要な事業に関すること。

(事務所の位置)

第4条 本会の事務所は、「自治会会長宅」内に置く。

(区域)

第5条 本会の区域は、〇〇自治会の区域内とする。

## 第2章 会員

(資格)

第6条 本会の会員は、本会の区域内の住民をもって構成する。

(入会)

第7条 本会への入会は、入会手続きをせず本人の承諾による。

(会費)

第8条 本会の会費は、1世帯年間〇〇円とし、4月末日までに納付する。ただし、新規会員は、入会時の翌月末日までに納付するものとする。

2 臨時に資金を必要とするときは、臨時会費を徴収することができる。

(退会)

第9条 本会を退会しようとするときは、会長に届け出るものとする。

## 第3章 役員

(役員の種類及び選任)

第10条 本会に、会長1名、副会長1名、班長〇名、会計1名、監査1名を置く。

2 役員は、総会において選任する。

(役員職務)

第11条 会長は本会を代表し、本会の業務を執行する。

2 会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

3 班長は、班の連絡調整に関する業務を行う。

- 4 会計は、会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。
- 5 監査は、本会の収支報告書等の証拠書類を監査する。

(役員任期)

第12条 役員任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。

2 任期中に役員が交代した場合の役員任期は、前任者の残任期間とする。

#### 第4章 総会

(総会招集)

第13条 総会は通常総会と臨時総会とし、会長が召集する。

(総会議長)

第14条 総会議長は、会長とする。

(総会議事)

第15条 総会議事は、会員の過半数が出席し、議決はその過半数で決する。可否同数のときは、議長が決する。

#### 第5章 資産及び会計

(資産構成)

第16条 本会の資産は、財産、会費、寄付金及びその他の収入をもって構成する。

(財産管理)

第17条 本会の資産は、会長が管理する。

(経費及び手当)

第18条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

2 本会の役員に手当を年度末に支給する。

(1) 会長、年額 町から交付される連絡調整割額の50%とする。

(予算及び決算)

第19条 本会の収支予算は、総会の議決を経て定める。

2 本会の収支決算は、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第20条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

#### 第5章 雑則

(雑則)

第21条 この規約に定めのない事項で、本会の運営に必要な事項は、会長が会員に諮り定める。

#### 附 則

この規約は、 年 月 日から施行する。